公益社団法人厚狭法人会　理事会運営規則

第１章　総　　則

（目　的）
第　１　条　この規則は、公益社団法人厚狭法人会（以下「本会」という。）の定款に定める理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。
（理事会の種類）
第　２　条　理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
２　通常理事会は、年２回以上、年度計画に即して開催する。
３　臨時理事会は、定款の定めるところにより必要に応じ開催する。
（理事会の構成）
第　３　条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

第２章 理事会の招集

（招集者）
第　４　条　理事会は会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
２　理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
（招集通知）
第　５　条　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
２　前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
３　前２項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第３章 理事会の議事

（理事会の議長）
第　６　条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
２　前項にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。
（理事会の決議方法）
第　７　条　理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
２　議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

（報告の省略）
第　８　条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
２　前項の規定は、第１６条第１項の規定による報告には適用しない。
（監事の出席）
第　９　条　監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。
(関係者の出席)
第１０条　理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。
（議事録）
第１１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって別表に掲げる事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。
（欠席者に対する通知）
第１２条　議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

第４章 理事会の権限

（権　限）

第１３条　理事会は、本会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するほか、定款に規定する職務を行う。

（決議事項）

第１４条　理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

（１）法令に定める事項

イ この法人の業務執行の決定

ロ 代表理事並びに業務執行理事の選定・解職

ハ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

ニ 重要な財産の処分及び譲受

ホ 多額の借入

ヘ 重要な使用人の選任・解任

ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

チ 内部管理体制の整備

リ 利益相反取引に係る理事の取引の承認

ヌ 事業計画書及び収支予算書等の承認

ル 事業報告及び計算書類等の承認

ヲ その他法令に定める事項

（２）定款に定める事項

イ 下記の規則の制定、変更及び廃止

・ 会費規程
・ 会員の入会及び退会に関する規程
・ 役員報酬等規程
・ 役員の選任及び退任に関する規程
・ 会計処理規程
・ 委員会規程
・ 青年部会規程
・ 女性部会規程
・ 個人情報管理規程
・ 事務処理規程
・ その他必要な事項の規程

ロ 会長、副会長、専務理事の選定・解職

ハ 基本財産の指定、維持及び処分

ニ その他定款に定める事項

（３）その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

ロ 重要な事業その他の争訟の処理

ハ その他理事会が必要と認める事項

（理事の取引の承認）

第１５条　理事が利益相反取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

（１）取引をする理由

（２）取引の内容

（３）取引の相手方・金額・時期・場所

（４）取引が正当であるあることを示す参考資料

（５）その他必要事項

２　前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（報告事項）

第１６条　代表理事並びに業務執行理事は、毎事業年度ごとに４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

２　監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

３　理事が第１５条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第５章 事　務　局

（事務局）
第１７条　理事会の事務局には、事務局長（総務担当職員等）が当たる。

第６章 雑　　則

（改　廃）
第１８条　この規則の改廃は理事会の決議による。

附　　則

この規則は、２０１９年５月１０日から施行する。

［ 別　表 ］

議事録記載事項

Ⅰ　通常の理事会

１　理事会が開催された日時及び場所

２　理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨

イ　会長以外の理事の請求を受けた招集

ロ　会長以外の請求をした理事の招集

ハ　監事の請求を受けた招集

ニ　監事の招集

３　理事会の議事の経過の要領及びその結果

４　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名

５　次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　理事会の承認に基づき利益相反取引をした理事の報告

ロ　監事の職務権限に基づく監事の報告

ハ　監事の職務権限に基づく監事の意見

５　議事録署名人とされた会長以外の理事で、理事会に出席したものの氏名

６　議長の氏名

Ⅱ　定款第３０条第２項のみなし理事会

１　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

２　上記１の事項を提案した理事の氏名

３　理事会の決議があったものとみなされた日

４　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

Ⅲ　報告省略理事会

１　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

２　理事会への報告を要しないものとされた日

３　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名